

2026年度（令和8年度）

福山市販路開拓支援事業補助金

新規事業開拓のために必要な販路開拓事業に対して、
経費の一部を補助します。

補助対象者

福山市内に本社又は事業所を有する中小企業者

※詳細は、裏面を確認してください。

補助対象事業・対象経費

①国内販路開拓支援事業

首都圏などで開催される全国規模の展示会に出展する事業で、会場での即時販売を目的としないもの（過去2か年度で当該補助金を受けていないこと）

小間料 小間装飾料 商品搬送費

②海外販路開拓支援事業

海外で開催される展示会に出展する事業

小間料 小間装飾料 商品搬送費

旅費交通費（※） 展示物及び配布物作成費（翻訳費を含む）

※宿泊費及び航空賃（燃料特別付加運賃・航空施設使用料・航空保険料などを含む）
宿泊費は1人1泊につき1万円以下、航空賃は1人往復5万円以下で、ともに2人分を限度

③オンライン販路開拓支援事業

オンラインで開催される展示会に出展する事業

出展料 商品搬送費 委託費（※）

※コンテンツ作成委託費、動画制作委託費、翻訳ツール導入委託費、通訳翻訳費など

補助額

①国内販路開拓支援事業
③オンライン販路開拓支援事業

上限20万円（補助率1/2）

②海外販路開拓支援事業

上限40万円（補助率1/2）

補助対象者

- グループ申請については、構成員の2分の1以上が福山市内に本社又は事業所を有すること
- 申請日において現に事業を営んでおり、今後も事業を継続する意思があること
- 補助金の交付申請書の提出日又は実績報告書の提出日の時点で倒産している事業主（再生手続開始の申立て又は更生手続開始の申立てを行った事業主であって、事業活動を継続する見込みがある者を除く。）でないこと
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「接待飲食等営業」又は「性風俗関連特殊営業」を行う事業者でないこと
- 代表者及び従業員等が暴力団員でないこと、また、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと
- 福山市に納付すべき市税の滞納がなく、市税の納付状況を調査されることについて同意すること

補助対象期間

- 補助金の交付決定を受けた年度内とします。
なお、当該事業に係る展示会に関して支出された経費については、市が認める場合に限り、交付決定を受けた年度の前年度に支出したものを含めることができます。

補助金交付申請の受付

- 上半期（4月～9月展示会）と下半期（10月～翌年3月展示会）に分けて申請を受け付けます。

※ 各受付期間については、市ホームページを確認してください。
※ 申請状況により、算出された補助金の合計額が募集回ごとの予算配分を超えるときは、その範囲内において、算出された補助金の額に応じて按分し、交付額（千円未満切り捨て）を決定します。

問い合わせ先

福山市 経済環境局 経済部 産業振興課
〒720-8501 福山市東桜町3番5号
TEL：084-928-1039
メール：shougyou-shinkou@city.fukuyama.hiroshima.jp



制度の詳細は、補助金交付要綱を確認してください。
要綱、申請様式などは、市ホームページに掲載しています。

市HPはこちら